

釧路港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

令和元年 12 月

釧路港港湾管理者

釧 路 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成23年 9月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成23年11月 交通政策審議会第46回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成25年 1月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成27年 3月 釧路市地方港湾審議会
- ・ 平成28年 7月 釧路市地方港湾審議会

の議を経た釧路港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1. 公共埠頭計画	2
2. 水域施設計画	3
3. 外郭施設計画	4
II 土地造成及び土地利用計画	5
1. 土地造成計画	5
2. 土地利用計画	5

変更理由

漁船利用の変化に対応するため、東港区副港地区において、公共埠頭計画、水域施設計画、外郭施設計画、土地造成計画及び土地利用計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1. 公共埠頭計画

漁船利用の変化に対応するため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

[公共埠頭計画]

1 東港区副港地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

岸壁 水深 7 m 延長 5 0 0 m

埠頭用地 7 h a

防波堤 延長 6 7 3 m 撤去

2. 水域施設計画

漁船利用の変化に対応するため、水域施設計画を次のとおり変更する。

[水域施設計画]

1 東港区副港地区

以下の既定計画を削除する。

〔	既定計画	〕
	泊地 水深 7 m 面積 9 h a	

3. 外郭施設計画

漁船利用の変化に対応するため、外郭施設計画を次のとおり変更する。

[外郭施設計画]

1 東港区副港地区

西防波堤 延長 6 7 3 m (既設) [既定計画の変更計画]

[既定計画
西防波堤 延長 6 7 3 m 撤去]

Ⅱ 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地造成計画

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	海面処分用地	合計
東港区	副港地区	(1) 1											(1) 1

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2. 土地利用計画

単位：ha

港区名	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱用地	緑地	レクリエーション施設用地	公共用地	海面処分用地	合計
東港区	副港地区	(17) 17	(13) 13				(3) 3		(1) 1				(33) 33

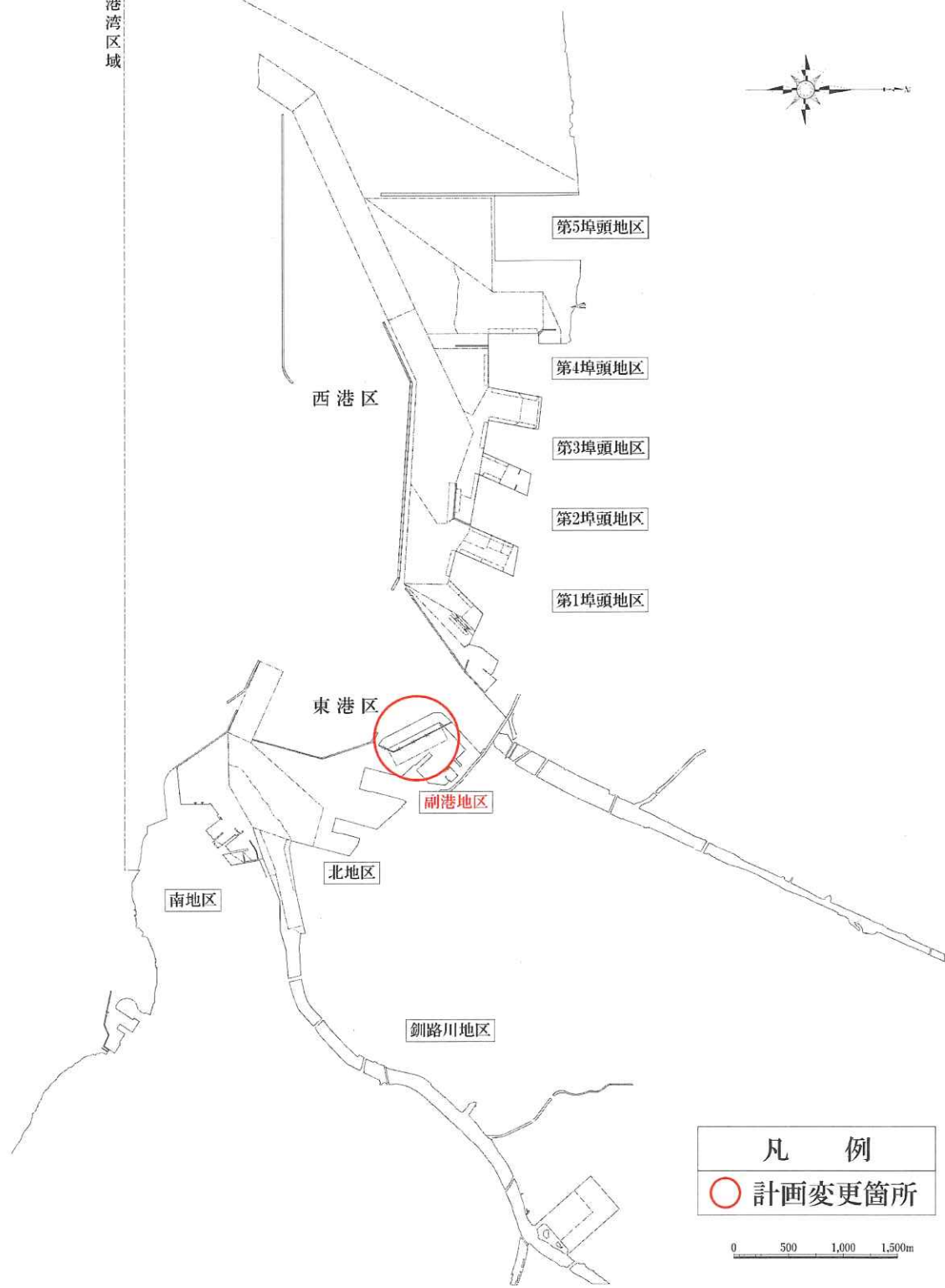
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

釧路港港湾計画位置図

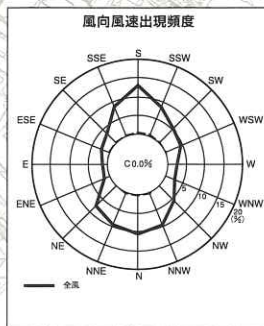
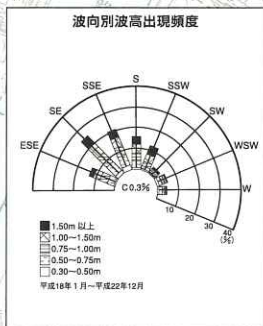
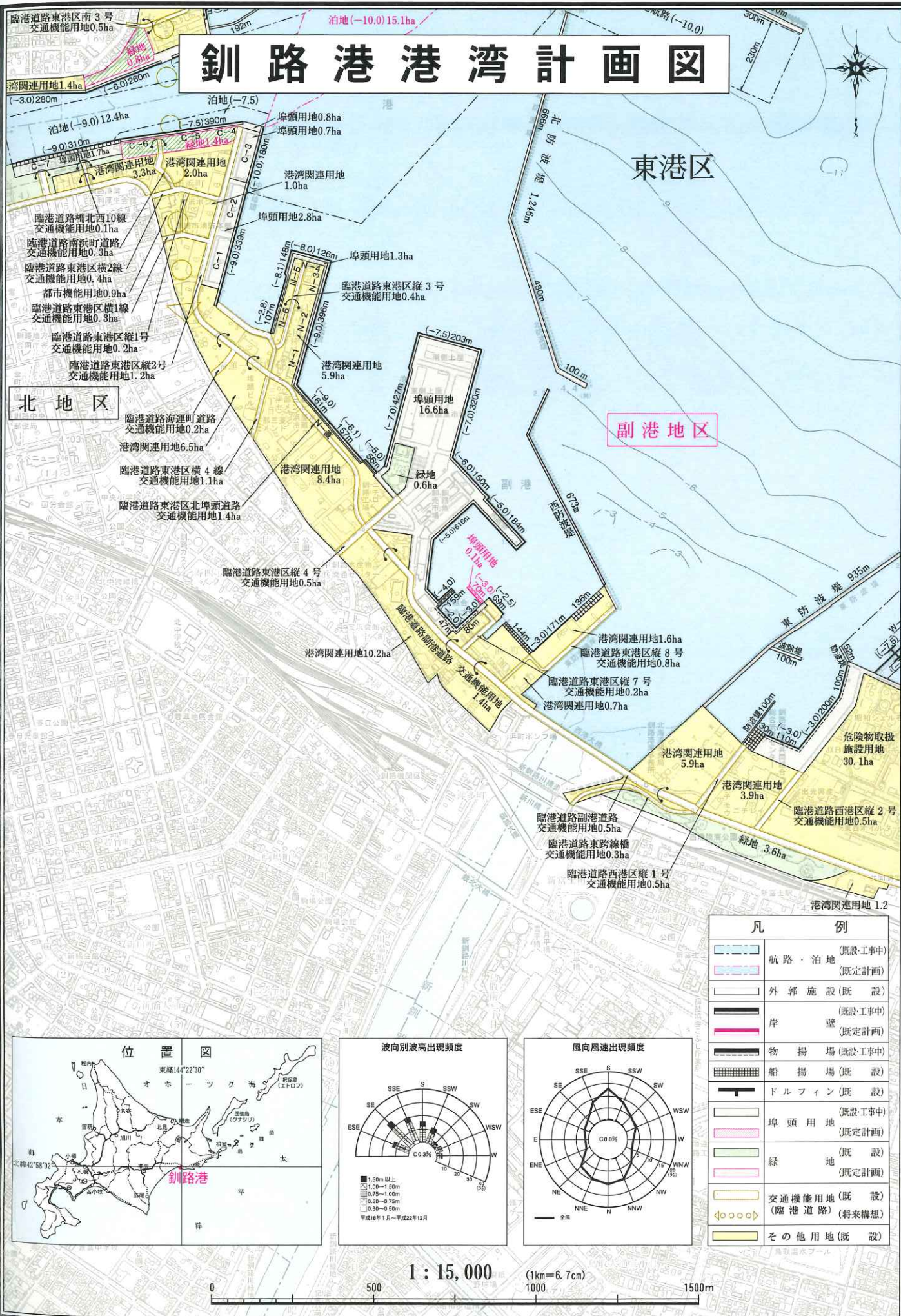
釧路港港湾区域



凡 例
○ 計画変更箇所

0 500 1,000 1,500m

釧路港港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既設・工事中)
	外郭施設 (既定計画)
	岸 壁 (既設・工事中)
	物 揚 場 (既定計画)
	船 揚 場 (既 設)
	ドルフィン (既 設)
	埠 頭 用 地 (既設・工事中)
	埠 頭 用 地 (既定計画)
	緑 地 (既 設)
	緑 地 (既定計画)
	交通機能用地 (既 設)
	交通機能用地 (臨港道路) (将来構想)
	その他用地 (既 設)

1 : 15,000

(1km=6.7cm)

0 500 1000 1500m